

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 1 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530061

研究課題名（和文） フランチャイズにおける不公正な取引方法についての総合的検討

研究課題名（英文） Unfair Trade Practices in Franchising Businesses

研究代表者

若林 亜理砂（WAKABAYASHI ARISA）

駒澤大学・法曹養成研究科・教授

研究者番号：00298069

研究成果の概要（和文）：フランチャイズシステム、特にコンビニエンスストアシステムにおける不公正な取引方法については、公正取引委員会による審決後、問題意識も高まったこともあり、日本においても裁判などがなされているが問題点も多い。東アジア諸国と比較した場合には不公正な取引方法に該当する行為に対しては積極的な規制も行われていると考えられるが、いまだ問題点も多い。さらなる検討が必要である。

研究成果の概要（英文）：

In Japan, problems in franchise relationship are more and more concerned and number of antimonopoly lawsuit involving franchise is increasing in recent years, especially after JFTC's cease and desist order in 2011. Compare to other east Asian countries, JFTC's enforcement on franchisors' abuse of superior bargaining position is more active but is not yet sufficient.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：経済法

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：フランチャイズ、コンビニエンスストア、優越的地位の濫用規制、米国反トラスト法

1. 研究開始当初の背景

近年、わが国において、フランチャイズの拡大とともに、フランチャイザーによる行為が問題となってきている。フランチャイザーによる行為、特にフランチャイジーとの関係では、契約締結過程における情報開示義務に

についての判例も蓄積され、それについての民法の観点からの研究は進んできている。

他方、フランチャイズ取引を巡っては、競争秩序維持の観点からの検討もなされるべきであり、不公正な取引方法、とりわけ一般指定 14 項の「優越的地位の濫用」の適用が

なされるのはいかなる場合であるのか、という詳細な検討が必要となる。フランチャイズに関しては公正取引委員会のフランチャイズガイドラインにおいては、フランチャイズ取引において独禁法上問題となり得る行為が例示されているが、それらの行為は個別に一般指定の各号に該当するのみならず、取引全体として優越的地位の濫用にあたる場合があるとされているが、ガイドラインという性格上一般的な記述にとどまっている。

従来フランチャイズにおけるフランチャイザーによる優越的地位の濫用を始めとする行為に関しては、問題点の認識は徐々になされてきてはいるものの、具体的に違法とされることはなかった。しかし、平成 21 年にコンビニ・フランチャイズの行った優越的地位の濫用行為に対して、排除措置命令が始めて行われ、規制の必要性について改めて認識が広まっていた。

2. 研究の目的

我が国におけるフランチャイズ取引の実態及び法規制の現状について、海外（米国を中心に考えている）の規制実態とも比較する形で明らかにし、我が国におけるフランチャイズ取引における行為に対する不公正な取引方法の適用について、不公正な取引方法に関する再検討の議論を踏まえながら、あるべき規制はどのようなものであるのかを検討することを目的としていた。

申請者は、従来よりフランチャイズに対する法規制について、特に議論が豊富であった米国のフランチャイズに関する事例、規制を手がかりとして検討をしてきている。大学院時代には、反トラスト法上の抱き合わせ規制とフランチャイズの関わりについて検討した（「フランチャイズの抱き合わせに関する反トラスト法の規制について」上智法学論集第 42 巻第 2 号 353 頁）。その後、静岡大学勤務中は、故本間重紀教授を中心とした研究会においてフランチャイズ法の検討を行うのと並行して、米国における個別フランチャイズ法（石油・自動車）について検討を行い、その成果についても論文の形で公表している（「米国石油フランチャイズ法に関する一考察」正田彬教授古希記念論文集『独占禁止法と競争政策の理論と展開』（三省堂）287 頁、「米国石油フランチャイズ法の専占条項について—州フランチャイズ法の規定との関連で—」静岡大学法政研究第 5 巻 3・4 号 213 頁、「米国自動車ディーラー法における近年の問題点に関する覚書—インターネット販売との関連で」静岡大学法政研究第 6 巻 3・4 号 55 頁）。

その後、その対象とするフランチャイズを石油・自動車からより拡大し、一般的なフランチャイズに対する規制を中心として検討

を行っている。その内容としては、反トラスト法による規制（事後的な規制）、情報開示に関する FTC 規則、及び、各州法におけるフランチャイズの規制を中心とするものである。これらの検討の結果を中心として、日本経済法学会の研究大会において学会報告も行っている。

これらの米国を中心とするフランチャイズの規制に関する検討につき、上記のように米国の法規制の変化もフォローしつつ、その他の国々におけるフランチャイズの規制についても検討し、これを基礎としながら、本研究では、我が国におけるフランチャイズ取引に対する望ましい規制について、競争秩序維持の観点から、不公正な取引方法を中心とする独禁法に関して検討するものである。フランチャイズ先進国とも言える米国と我が国では、契約に対する考え方も、またフランチャイズ取引の実態も異なっていると考えられるため、米国やその他の国の規制のありかたがそのまま我が国の望ましい規制のあり方には妥当しないのは当然のことである。そのため、それぞれの取引実態の異同についてもできるかぎり実態調査などから明らかにした上で、我が国のフランチャイズに対する不公正な取引方法の解釈・適用について検討を進めることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究の方法は以下の方法によっておこなった。第一に、実証的な研究、第二に、理論的な研究、第三に、比較法的検討を行った。

具体的には、

(1) アメリカの反トラスト法及びフランチャイズ規制法・実態の変化についての検討（従来の研究と本研究との架橋的作業・比較法的研究）

(2) 日本における不公正な取引方法についての議論状況の整理（特にフランチャイズを念頭に置いて・理論的研究）

(3) 海外におけるフランチャイズの実態調査（実証的研究）

(4) 日本におけるフランチャイズ（特にコンビニエンスストア）についての実態調査（実証的研究）

(5) 米国以外のフランチャイズ法についての補完的調査（比較法的研究・実証的研究）

(6) フランチャイズ関係をめぐる不公正な取引方法についての検討（理論的研究）

(7) まとめ（理論的研究）

という流れで検討を行う計画で研究を開始し、現在はまとめ作業を引き続き行っている。

4. 研究成果

フランチャイズシステム、特にコンビニエンスストアシステムにおける各店舗との取引関係における不公正な取引方法について

は、かねてから問題点は指摘されていたがこれを独占禁止法違反としたものは従来はほとんど無かった。しかしながら、公正取引委員会は平成21年、セブンイレブンに対する件において、コンビニエンスストア本部が行う見切り販売の禁止を一般指定14項4号違反（当時）であるとして問題とした。一般指定14項4号は同項各号の包括的規定であるとされており、各号に該当する場合には当該規定が優先的に適用されると考えられるが、本件は同号が適用されたおそらく初の事例である。契約上は販売期限が経過した商品を廃棄すべきことが定められているのみであり、各加盟店の価格については契約条項となっておらず、またこれを条件としてセブンと取引を行っていたという十分な証拠も無かったために、その他「実施」について不利益を与えたと判断されたと思われる。

コンビニ本部の行為が公正取引委員会により独占禁止法違反と認定された事例としては、同事件は2例目である。1例目は、コンビニ本部が納入業者に対して、算定根拠が明らかではない協賛金を要求し、また商品を1円で納入させた行為が14条2号に該当するとされたローソン事件である。

本件においては、契約に基づき廃棄された商品の原価相当額は加盟者が全額負担する一方で、ロイヤルティの算定は販売商品の売上額から販売された商品の原価相当額を引いた額に一定率を乗じたものとしているために本部の徴収するロイヤルティの額は廃棄が行われたとしても左右されない状況において、場合によっては基本契約の解除や不利益な取扱いを行う旨を示唆して本部が加盟者に見切り販売を行わないようにさせることにより、加盟者が自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせていることが濫用行為であるとされた。フランチャイズガイドラインが優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとして例示する行為にはほぼそのまま該当する行為（3（1）ア（見切り販売の制限））である。

フランチャイズは一般的に、本部と加盟者がそれぞれ独立した事業者でありながら、加盟者が本部の有する商標を使用し統一的な事業活動を行うというその事業の特性上、本部は加盟者に対して様々な指導を行い、また、加盟者の事業活動に制限を行うことが場合によっては必要となる。従って、本部の行う制限はその限度において認められるものの、必要以上の制限を行って加盟者の自主的な判断を妨げることとなるような場合には不当であると判断されよう。フランチャイズの実施に「必要」であるか否かは、本部の主観によって決定されるのではなくそのシステムが有する goodwill、すなわち信用、を

侵害しない限度において認められると考えられる。単に「統一的なイメージを保つため」という理由であればどのような制約でも必要と認められるわけではない。

コンビニエンスストアの事業活動内容は現在非常に多角的であり、様々な指導が本部によって行われていると考えられるが、価格についての制限はフランチャイズシステムにとって必要な制限であると考えられるだろうか。筆者は、本件のような価格の制限、特に値下げの制限については必要な制限であると認める必要がないと考える。同じ商品がより安く販売されるのであれば、それは消費者にとっては好ましいと受け止められると考えられ、それによりすべての店舗で全く同じ価格で販売されない状況となったとしてもそれが goodwill を侵害するものであるとは思われない。他のコンビニチェーンが、積極的に見切り販売を奨励するまでには至らないものの値下げを認めており、それらチェーンのイメージと本件本部のシステムのイメージには少なくとも価格に関して大きな違いがないことを考えても、見切り販売という値下げを制限することがコンビニというシステムを適格に運営するために必要な限度内にあるとは考えられない。

この平成21年の公正取引委員会による審決が下された後、社会的に問題意識も高まり、またコンビニ店の側においても独占禁止法の規定につき理解が深まったこともあってか、日本においてもいくつか裁判例が出てきている。

特に、平成23年9月15日に福岡地裁で判決が下された損害賠償請求事件は特筆に値する。というのは、上記審決においても、濫用行為の背景として、会計処理における廃棄ロスや棚卸ロスの扱いの特殊性及び当該ロスとの関係でのロイヤリティの算定方法が挙げられていたが、同事件ではこのロイヤリティ算定方法に関する説明義務を問題としているからである。本件は、セブンイレブンの加盟店であった原告が、フランチャイザー（「本部」）である被告に対し、①競合店を出店させたことが債務不履行及び不法行為に当たる、②ロイヤリティの算定に関する説明を怠ったことが債務不履行及び不法行為に当たる、③米飯・チルド等のデイリー商品について再販売価格を拘束したことが不法行為に当たる、④仕入先からの仕入代金に一定金額を上乗せした金額を原告から取得したことが不当利得に当たると主張し、上記債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求並びに不当利得に基づく返還請求として、合計2638万6682円及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものであるが、福岡地裁は、②説明義務違反の一部及び③の再販売価格拘束（拘束条

件付き取引)による不法行為についての原告の主張を認め、220万円の損害賠償を被告に命じている。

裁判所は、セブンイレブン方式において、ロイヤリティ算定の基礎から廃棄ロスや棚卸ロスの各原価を控除することが許されていないことについての説明義務の存在及び義務違反のみ認めた。

原告は本部から「売上高から売る挙げ商品原価を差し引いた売上総利益にチャージ率を乗じてチャージを算定する旨の説明」をうけるにとどまっていることが認定されている。また、契約締結後のスクールトレーニングや担当者の訪問の際にも「明確な説明」を受けたことはなかったと認定されている。被告側の主張として、「営業費には、棚卸ロス、不良品(廃棄ロス)各原価がそれぞれ含まれる」ことを説明しており、棚卸ロス及び廃棄ロスを売上原価及び営業費として二重に計上することは、経費の二重計上となり税務会計上・企業会計上許されないことでありそれは一般常識であるから、説明義務は果たされていると述べたが、これに対し、裁判所は「一般的に、一般人はおろか、小売店を営むものが企業会計の基本といえども性格に理解しているということではできず、原告においてこれを理解していたこともうかがえない」ことから、間接的な説明をただけでは説明義務を免れない、と判断している。このように契約中に明確な定義規定がない中で間接的な説明しか行わないことについての評価は、従前の最高裁判決の補足意見における指摘と共通していると思われる。

コンビニを典型とするフランチャイズ本部と加盟店の取引関係における優越的地位の濫用が従来から問題であると指摘されながらも、独占禁止法上正式に問題とされることが少なかったのは、そもそもロイヤリティ算定方法それ自体につき各加盟店の理解が必ずしも充分でなかったことも一因であると考えられ、平成21年公取委審決を契機とする上記裁判例を始めとする判決の積み重ねにより、今後の取引関係も変化していくのではないかと考えられる。

このようなフランチャイズ本部による優越的地位の濫用行為をはじめとする独占禁止法違反行為は東アジア諸国でも問題となっている。例えば、韓国では本部により情報開示が充分に行われていないことが問題の背景にあるとの意識から、フランチャイズ開示規制法を韓国公正取引委員会が制定している。このような開示規制法は早くから米国において制定されていたものであり、取引開始以前における本部と加盟希望者の有する情報量の較差及びフランチャイズシステムの複雑性を考慮すると必要なものであると考えられる(中小小売商業振興法において

一定の開示義務は本部に課されているが、それは米国FTCフランチャイズ規則と比較して詳細さの点では問題があると考えられる。)。また、優越地位の濫用に該当する行為が行われる場合には、韓国独占禁止法にもわが国と同様の規定があり、これにより規制が可能である。しかしながら、韓国における研究者に対するヒアリングによれば、この開示規制法及び優越的地位の濫用規制については必ずしも積極的な運用がなされておらず問題であると考えられており、このような他国の状況と比較した場合にはわが国においては不公正な取引方法に該当する行為に対しては積極的な規制も行われていると考えられるが、いまだ、適切な規制がなされていない場合も多い。今後、継続的に検討をおこなっていく必要があると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

① 若林重理砂、コンビニ・フランチャイズ契約における情報開示と独占禁止法、駒澤法曹8号、査読無、2012、57～77

② 若林重理砂 バス事業における規制と競争—高速バスを中心に—、立教法学、85号、査読無、2012、pp.47～79

③ 若林重理砂、欧州におけるマージンスクイーズ規制—米国判例との比較研究—、海外情報通信判例研究会報告書(第二集)査読無、2011、pp.48-64

④ 若林重理砂、毛糸メーカーによる再販売価格維持行為(平成22.6.9公取委審決)、速報判例解説〔法学セミナー増刊〕8号、査読無、2011、pp.275～278

⑤ 若林重理砂 卸売業者と小売業者の登録制・高額払込制による価格拘束、別冊ジュリスト『経済法・判例審決百選』、査読無、199号、2010年、pp.167-168

[学会発表](計1件)

① 若林重理砂、日本独占禁止法によるフランチャイズの規制について、韓国江原大学国際シンポジウム 2011年9月20日、韓国江原大学校

6. 研究組織

(1) 研究代表者

若林 亜理砂 (WAKABAYASHI ARISA)
駒澤大学・法曹養成研究科・教授
研究者番号 : 00298069